

建設工事等における随意契約の取り扱いについて

監 - 1943

平成5年3月30日

第1 目 的

これは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項各号を適用して行う建設工事等における随意契約の取扱いを明確にし、随意契約制度の適正かつ円滑な運用を確保することを目的とする。

第2 留意事項

契約担当者は、随意契約は競争契約を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約を行おうとするときは次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 令第167条の2第1項各号の規定の運用に当たっては、拡大解釈することなく、適用に疑義のある場合は競争入札とすること。
- (2) 令第167条の2第1項各号の規定は、随意契約ができる場合の要件を定めたものである。この場合であっても、競争入札が可能と認められるときは競争入札とすること。
- (3) 随意契約とする理由及び令の該当条項を明確にすることとし、これらの適否を秋田県建設工事入札制度実施要綱で規定する入札審査会等で審議する。
- (4) 見積書は2人以上（建設工事で予定価格が50万円以上の場合は3人）で、できるだけ多数の者から徴収すること。ただし、秋田県財務規則第172条第4項に規定する工事請負契約等（契約内容の特殊性により相手方が特定される工事請負等）においては、1人から見積書を徴することができる。この規定は、次の第2号及び第5号から第7号までに該当する場合であり、不適正な予算執行を招くことのないよう慎重に判断のうえ適用すること。

第3 随意契約の適用基準

令第167条の2第1項各号の規定は、次に掲げるものであるが、第2号及び第5号から第7号までについては「秋田県建設工事請負契約等における随意契約のガイドライン」（平成元年3月22日 監 - 2306）の例示を参考に、第2の規定に留意して行うこと。

第1号「秋田県財務規則第171条第1項で規定する予定価格が400万円（測量、地質調査、工事設計及び工事監理事務については200万円）を超えないものをするとき」

第2号「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」

第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」

第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」

第7号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」

第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」

第9号「落札者が契約を締結しないとき」

第4 随意契約の手続

1 随意契約理由書の作成

随意契約を行おうとする場合は別紙随意契約理由書（様式第1号）を作成する。

2 随意契約理由の例示

(1) 施行令第167条の2第1項第1号を適用する場合

契約理由...少額なものであり、事務簡素化を図るため、下記の者と随意契約により実施したい。

(2) 施行令第167条の2第1項第2号を適用する場合

(例の1)

契約理由...本工事は、の特殊工法による特殊な技術を必要とし、下記の者以外では施工ができないものであるため、随意契約により実施したい。

(例の2)

契約理由...本工事は、既設の設備と密接不可分な関係にあり、既設の設備を施工した者以外の者に施工させた場合、の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため下記の者と随意契約により実施したい。

(3) 施行令第167条の2第1項第5号を適用する場合

契約理由...本工事は 年 月 日豪雨出水により河川堤防が決壊し、緊急に仮

締切を必要とし、競争入札に付すいとまがないものであるため、手持資材及び設備等を有し、緊急に工事の施工が可能な下記の者と随意契約により実施したい。

(4) 施行令第167条の2第1項第6号を適用する場合

契約理由...本工事は、 年 月 日契約額 円をもって 建設と契約の
工事に接続して施工するもので、設備資材等関連があり、他の業者と指名競争入札する場合より仮設費、営繕損料、現場管理費、一般管理費等において 円安価に計上できる見込であり、工事の性質上現在契約履行中の者に施工させた方が経費の節減が確保できるなど有利と認められるので下記の者と随意契約により実施したい。

(5) 施行令第167条の2第1項第7号を適用する場合

(例の1)

契約理由...本工事は、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に保有する 建設と契約した場合、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるので下記の者と随意契約により実施したい。

(例の2)

契約理由...本工事は 建設が開発した新工法を利用する場合、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められるので下記の者と随意契約により実施したい。

(平成5年4月1日施行)

(平成18年9月29日建管 - 1307 一部改正(平成18年10月1日から施行))

(平成19年9月27日建管 - 1409 一部改正(平成19年9月27日から施行))

(令和7年4月1日建政 - 56 一部改正(令和7年4月1日から施行))

様式第1号

入札 審査会	会長 委員	委員	委員	事務局
-----------	----------	----	----	-----

随意契約理由書

年 月 日

下記工事等について、随意契約してよいでしょうか。

年 度	年 度	工 事 番 号	
路 線 名	線	箇 所 名	郡 町
河 川 名	川筋 岸		市
工 事 等 の 名 称	工 事	請 負 対 応 額	円
随意契約 の理由等			
根 拠 法 令 等	秋田県財務規則171条第1号 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号		
見 積 徴 収 業 者			

工事価格比較表（施行令第167条の2第1項第6号又は第7号に該当する場合）

名 称	算 式	指名競争入札 の場合（a）	随 意 契 約 の場合（b）	比較増減 （b - a）
I 工事原価	(イ)+(ロ)			
(イ) 直接工事費				
(ロ) 間接工事費				
II 一般管理費	I × 率			
III 工事価格	I + II			